

山梨県公報

第三百十七号

令和四年

九月十五日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………四九五
○保安林の指定の解除の予定……………四九五
○道路の供用開始(二件)……………四九五
○建築基準法に基づく道路位置指定……………四九六
○清算人の就任……………四九六
○換地処分の実施……………四九六
○開発行為に関する工事の完了について……………四九七
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………四九七

公告

告示

山梨県告示第二百十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
公益財団法人山梨厚生会塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一

二 認定期限 令和七年九月二十八日

山梨県告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市上市之瀬字中尾山一七六〇(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 公共施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市落合町字福部五〇七番二地先から 甲府市落合町字沼四一四番一地 先まで	二六一・五	令和四年九月十五日

山梨県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月六日まで一般の縦覧

に供する。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	敷島竜王線	甲斐市下菅口字釜抜五七三番地 先から 甲斐市下菅口字釜抜五七七番一 地先まで	二〇・七	令和四年九 月十五日

山梨県告示第二百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を次のとおり変更したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 変更の年月日 令和四年九月九日
- 二 変更に係る道路の位置等

変更事項	位置	道路の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
変更前	富士吉田市松山字中原千四百三十五番一、千四百三十五番七、千四百三十五番八、千四百三十五番九、千四百三十五番十、千四百三十五番十二	四・〇〇	六十九・一八
変更後	富士吉田市松山字中原千四百二十三番四、千四百三十五番一、千四百三十五番七、千四百三十五番八、千四百三十五番九、千四百三十五番十、千四百三十五番十一	最大 六・〇二 最小 四・〇〇	百十六・六三

千四百三十五番十二、千四百三十五番十四

公 告

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した猿橋土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

清算人氏名	住所	就任年月日
小林 肇	大月市猿橋町藤崎千四十八番地五	令和四年七月二十九日
金井 信	大月市猿橋町藤崎六百八番地	同
安藤 好信	大月市猿橋町猿橋千七百六十四番地一	同
梶本 清一	大月市猿橋町藤崎三百六十二番地	同
藤本 正造	大月市猿橋町藤崎四百七十番地	同
杉本 勝晴	大月市猿橋町藤崎五百七十六番地	同

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第一―三工区）の換地処分を令和四年八月二十九日実施した。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年九月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字茶屋の段二百四十八番一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 代表取締役 堀内 光一郎

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年九月十五日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則
地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表千葉県の項中

柏市
六級地

を

柏市	千葉市
六級地	三級地

に改める。

附 則

この規則は、令和四年九月二十二日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番